発 議	平成25年 (6月27日	施行取扱		
決 裁	平成25年	月 日	保存年限	永年・①年・5年・3年・1年・()	
施行	平成25年	月 日	情報管理	☑開示(☑全部 □一部 □時限) □非開示(非開示解除)	
文書記号	蘭	号	起案者	所 属 総務課 職氏名 総務課長 山 内 勲	
町	副町長	課長	参事	係 長 係	
合 議					
施行上の 留意事項 (記載者押印)					
件 名	星野リゾート	(大湯沼開	発)への文稿	書回答について	
このことについて、6月24日に開催されました町議会全員協議会におい					
ていただいた意見等を参考に検討した結果、雪秩父については今後とも町で					
運営していくこととし、別紙のとおり(株)星野リゾートへは文書で町の意向					
を回答してよろしいか伺います。					
	one and the second seco				
	*				

初夏の 候 貴職にお か れま ては、 益 q 盛栄 の とと

お慶び申し上げます。

団 をお 自らが二度に 5 を ح で ます。 意義 ただき、 伺 体 ے る 国 意志 大 民 話 て つ 町の貴重な観光 度は 湯 しま 宿舎雪秩父やチセヌ たとこ ことが良策ではな と誇りをも 沼は、 るということを踏まえ、 の 当地 1 決定機能を有 ただきそ わたっ ろ、 ても、 当 多く で 学術 の の つ 崩越 温 大 資源 て、 の て の 泉 強 ご来 町民 的 今後 宿 す 沼 町 であると ŧ 泊 ブ が貴重で希少な る の か 珍重さ という リスキ 貴 施 町議 意 0 とも身の丈にあ 重 う 向 設 質 ح な え 会 を感じ の と い 事 周 意見 れま れ 財 開 う意を強く の -場を 皆様 產 業 る 辺 業を希望 た 環 の でも厳し で が多くあり、 「黄色 あ 町 と 概 境 町が運営 か 要 らも ح る の つ の 球 さ 3 p 財産 と た施設 可 ご意見 状硫 ですが い経 V ス たところ ケジ う ま 性 であると 営状況 黄」が を高 認 私 で てきた て 識 町が 自身も改 ユ 私 ご で か 社長 ・ども 5 見 助言 ご 守 ح の 等 C 5 え, つ

績 とこ の 同 あ 時に、 ろ 大湯沼周 です。 る星 野 全国 ブ 辺 ラン のポ で三十 ۴ テ 箇 の ン お 所 シ め ŧ ヤ が の ル ね 事業を展 の 高 に か さを再 な 開 っ たと 認 て お さ v う せ 5 こと て れ V た か 経 だ 5 験 と V 実 た 7

儀 回 な の が 星 ら書面をもちましてご返事申し上げる次第です。 野様から打診 5 のことを念 のあ 頭 に 1 っ 内 たご要望にはお応えできな 部 でも 検討に検討を重ね た 11 結 ے とを 果、 略 今

た します 末筆ではありますが `\ 貴社の益々 のご発展を衷心 ょ ŋ お 祈 ŋ V

謹白

平成二十五年六月二十八日

蘭越町長 宮谷内 留 雄

株式会社 星野リゾート

代表取締役社長 星 野 佳 路 様

公文書一部開示決定通知書

蘭 観 号 令和3年4月 2日

野村一也 様

蘭越町長 金 秀 行

2021年3月24日付けで請求のありました公文書の開示について、次のとおり一部を開示することと決定しましたので、蘭越町情報公開条例第13条第3項の規定に基づき通知します。

1 請求に係る公文書 の名称又は内容	雪秩父が建替えられる前、星野リゾートが雪秩父の運営について提案した内容に関する以下の文書。 1)建物の建築主体・費用・所有・運営の提案内容を示す文書 2)対応記録や議会議事録等、提案に対し、町が意思決定プロセスおよび結果を示す文書				
2 開示の方法	☑閲覧 ☑写しの交付 □郵送				
3 開示の日時	令和3年4月9日 午後 2 時				
4 開示の場所	蘭越町役場内 (商工労働観光課)				
5 開示しない部分の	概要個人の氏名				
概要及び理由	理 由 蘭越町情報公開条例第10条第1号				
6 開示しない部分を 開示することができ る期日	年 月 日				
7 担 当 課 等	商工労働観光課(内線1912)				
8 備 考					

- 注1 当日都合が悪い場合又は不明な点がありましたら担当課に連絡願います。
 - 2 開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
 - 3 6の欄は、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求してください。

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日(前項による審査請求をした ときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、蘭 越町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。